

第 3 回 金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会

日時 平成 29 年 7 月 28 日(金)午前 11 時～

場所 金沢区役所 5 階 1 号会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

横井「金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会」委員長
國原 金沢区長

3 議 題

- (1) 金沢区制 70 周年記念事業に伴う共催及び名義使用に関する
事務取扱要綱

金沢区制 70 周年記念事業に伴う後援及び名義使用に関する
事務取扱要綱

以上 2 件の要綱について

- (2) 金沢区制 70 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱 について

- (3) その他

次回の日程：平成 29 年 10 月 2 日（月）午前 11 時～

（金沢まつり第 3 回実行委員会終了後、引き続き行う予定です。）

【資料】

- (1) 金沢区制 70 周年記念事業に伴う共催及び名義使用に関する事務取扱要綱（案）
(2) 金沢区制 70 周年記念事業に伴う後援及び名義使用に関する事務取扱要綱（案）
(3) 金沢区制 70 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱（案）

金沢区制70周年記念事業に伴う共催及び名義使用に関する事務取扱要綱

制定 平成29年 月 日

金沢区制70周年を区民協働で彩る実行委員会

（趣 旨）

第1条 この要綱は、金沢区制70周年記念事業（以下「70周年記念事業」という。）の共催及び名義使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（共催及び名義使用申請等の手続）

第2条 70周年記念事業実施に伴い、共催及び名義使用の承諾を受けようとするものは、申請書（第1号様式）を、金沢区制70周年を区民協働で彩る実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 規約、会則その他これらに類するもの
- (2) 役員名簿
- (3) 行事計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 行事説明資料

3 第1項の申請書は、行事の開催日の3か月前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

（通知書の送付）

第3条 実行委員会は、前条の規定により申請があった場合において、共催及び名義の使用を承諾、又はそれらの不承諾の決定をしたときは、通知書（第2号様式）を申請者に送付するものとする。

2 実行委員会は、前項の規定により決定をした場合において、申請者から申し出があった時は、証明書（第3号様式）を申請者に送付するものとする。

（行事内容変更届等）

第4条 前条の規定により通知を受けたものは、申請の内容を変更する場合は行事内容変更届（第4号様式）を、行事が終了した場合は行事終了届（第5号様式）を、速やかに、実行委員長に提出しなければならない。ただし、行事の内容の変更にあつては、変更の内容が軽易なものについては、この限りではない。

（決定の取り消し）

第5条 実行委員会は、3条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
 - (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、または実施することが発覚した場合
 - (3) 法令又は決定に付した条件に違反した場合
- 2 取消しの効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、実行委員会は団体に対して一切の責任を負わないものとする。
- 3 実行委員会は、第1項の規定により決定した場合において、通知書（第6号様式）を申請者に送付するものとする。

（使用条件）

第6条 使用条件は次のとおりとする。使用条件に反する場合は、共催を取り消すことができる。

- (1) 70周年記念事業の共催及び名義を使用出来る期間は、この要綱を制定した日から平成31年3月31日までとする。
- (2) 原則として、名義を使用する場合は、「金沢区制70周年記念」を、実施事業名称の前または後に付加し使用すること。

（金沢区制70周年記念ロゴマーク使用）

第7条 70周年記念事業の共催及び名義の使用を認められた場合、金沢区制70周年記念ロゴマークについても使用できるものとする。ロゴマークの使用については、金沢区制70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱によるものとする。

（商品等への使用）

第8条 70周年記念事業名義を商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に実行委員会事務局へあらかじめ相談のうえでその承認を得るものとする。

（損害賠償）

- 第9条 実行委員会は、70周年記念事業名義を使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、70周年記念事業名義を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。
- 3 使用者は、70周年記念事業名義の使用に際して故意又は過失により実行委員会及び金沢区に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、70周年記念事業の共催及び名義使用に係る必要事項は、実行委員会事務局が別に定める。

(雑則)

第11条 この要綱は、横浜市が主催する行事には適用しない。

附則

この要綱は、平成29年7月28日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

金沢区制 70 周年記念事業に伴う後援及び名義使用に関する事務取扱要綱

制定 平成 29 年 月 日

金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、金沢区制 70 周年記念事業（以下「70 周年記念事業」という。）の後援及び名義使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の条件）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会（以下、「実行委員会」とする）に届出をし、後援及び名義を使用することができる。

- (1) 実行委員会・金沢区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を金沢区が支援または公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 特定の宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適当であると委員長が認めるとき。

（後援及び名義使用の申請）

第 3 条 後援及び名義を使用する者は、申請書（様式第 1 号）を実行委員会に提出しなければならない。

（後援及び名義使用期間及び使用形式）

第 4 条 後援及び名義使用期間及び使用形式は次のとおりとする。

- (1) 70 周年記念事業の後援及び名義を使用出来る期間は、この要綱を制定した日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 原則として、名義を使用する場合は、「金沢区制 70 周年記念」を、実施事業名称の前または後に付加し使用すること。

（金沢区制 70 周年記念ロゴマーク使用）

第 5 条 後援及び名義の使用を認められた場合、金沢区制 70 周年記念ロゴマークについても使用できるものとする。ロゴマークの使用については、金沢区制 70 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱によるものとする。

（商品等への使用）

第6条 70周年記念名義を商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に実行委員会事務局へあらかじめ相談のうえでその承認を得るものとする。

（使用の中止）

第7条 70周年記念名義を使用する者が、第2条各号に該当することが明らかとなったとき、第4条各号に反した場合、または、その他この要綱に違反したときは、実行委員会はその使用の中止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

（損害賠償）

第8条 実行委員会は、70周年記念名義を使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、70周年記念名義を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。

3 使用者は、70周年記念名義の使用に際して故意又は過失により金沢区及び実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、70周年記念名義の取扱いに係る必要事項は、実行委員会事務局が別に定める。

（雑則）

第10条 この要綱は、横浜市が主催する行事には適用しない。

附則

この要綱は、平成29年7月28日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

金沢区制 70 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

制定 平成 29 年 月 日

金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢区制 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークを使用することで、金沢区制 70 周年を共に祝い、盛り上げることを目的とする。

(使用の条件)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会（以下、「実行委員会」とする）に届出の上で使用するすることができる。

- (1) 金沢区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を金沢区が支援または公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 特定の宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると委員長が認めるとき。

(使用の届出)

第 4 条 ロゴマークを使用する者は、届出書（様式第 1 号）を実行委員会に提出しなければならない。ただし、実行委員会が共催又は後援を承諾した事業、および実行委員会を構成する者又は団体については届出書の提出を省略することができる。

(使用期間)

第 5 条 ロゴマークを使用出来る期間は、この要綱を制定した日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の期間は事業の運営上予告なく変更することがある。
- 3 実行委員会は使用期間の変更に基づく損害についてその責を負わない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて別に定める金沢区制70周年記念ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(商品等への使用)

第7条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に実行委員会事務局へあらかじめ相談のうえでその承認を得るものとする。

(使用の中止)

第8条 ロゴマークを使用する者が、第3条各号に該当することが明らかとなったとき、第6条に定めるガイドラインを遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、実行委員会はその使用の中止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 実行委員会は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により金沢区及び実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、実行委員会事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

金沢区制 70 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン

制定 平成 29 年 月 日

金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会

このガイドラインは、金沢区制 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

1 ロゴマークの種類

使用できるロゴマークは次の 3 点とする。

- (1) 
- (2) 
- (3) 

2 注意点

- (1) サイズの拡大・縮小は差し支えないが、縦横比は変更しないこと。
- (2) 配色は変更しないこと。ただし、白黒印刷（またはコピー）で使用する場合は黒、灰色の配色でも差し支えない。
- (3) 一色刷りなどの色が限定される場合や、背景が白色以外のものに使用する場合には個別に相談に応じるものとする。
- (4) ロゴマークの一部分のみの使用、ロゴマークの変形、他の図形や文字と重ねての使用は行わないこと。
- (5) ロゴマークに吹き出し、効果線、効果色等の装飾を施して使用しないこと。

3 ロゴマークの受け渡し

JPEG 形式の電子データを金沢区役所ウェブサイトからダウンロードすることで受け渡すものとする。

<<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/70th>>

4 成果物の提出

成果物または成果物の写真を金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会事務局に提出すること。

金沢区制 70 周年を区民協働で彩る実行委員会事務局
住所：金沢区泥亀 2－9－1（区役所総務課統計選挙係）
電話：788－7712 FAX：786－0934
Eメール：kz-70th@city.yokohama.jp